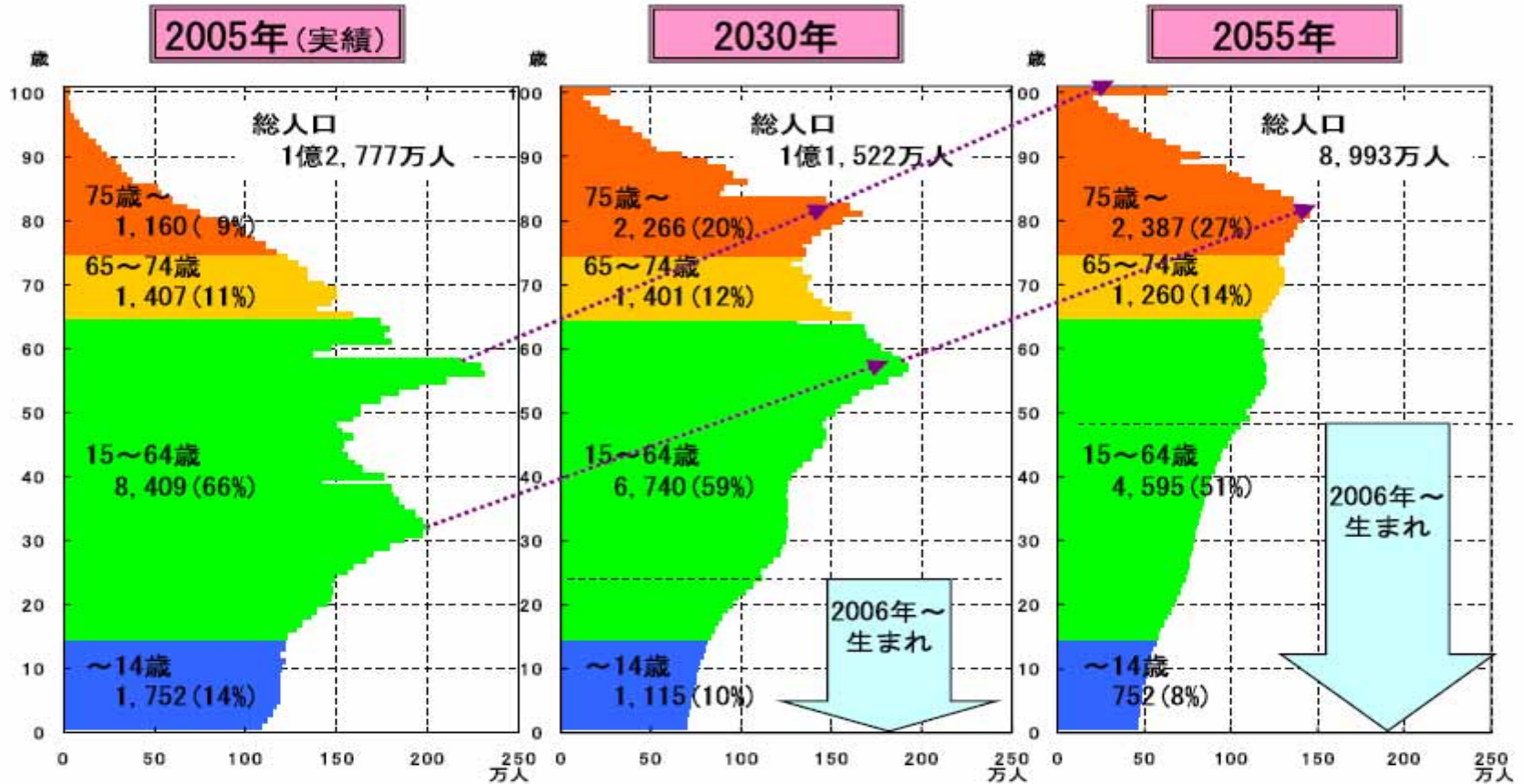


背景

～人口構造の変化～

人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055) -平成18年中位推計-



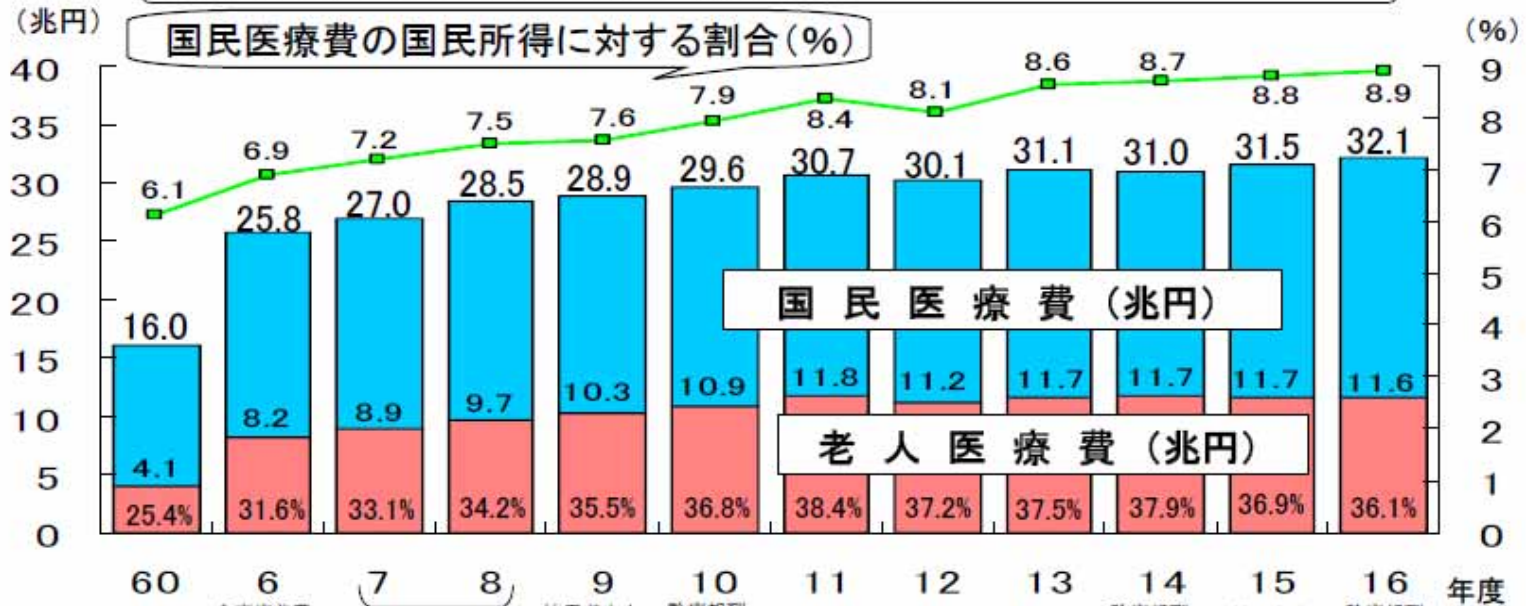
注:2005年は国勢調査結果。総人口には年齢不詳人口を含むため、年齢階級別人口の合計と一致しない。

背景

～ 国民医療費の動向 ～

医療費の動向

○我が国の国民医療費は国民所得を上回る伸びを示している。



- 60 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 年度
- ・食事療養費制度の創設
- ・老人一部負担金の物価スライド実施
- ・被用者本人2割負担へ引上げ
・外来薬剤一部負担導入
- ・診療報酬・薬価等の改定 ▲1.3%
- ・介護保険制度が施行
・高齢者1割負担導入
- ・診療報酬・薬価等の改定 ▲2.7%
- ・被用者本人3割負担へ引上げ
・高齢者1割負担徹底
- ・診療報酬・薬価等の改定 ▲1.0%

国民医療費等の対前年度伸び率(%)

	60	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
国民医療費	6.1	5.9	4.5	5.6	1.6	2.3	3.8	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8
老人医療費	12.7	9.5	9.3	9.1	5.7	6.0	8.4	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7
国民所得	7.4	1.4	0.1	1.3	1.0	▲2.7	▲1.5	1.3	▲2.9	▲1.4	0.7	0.7

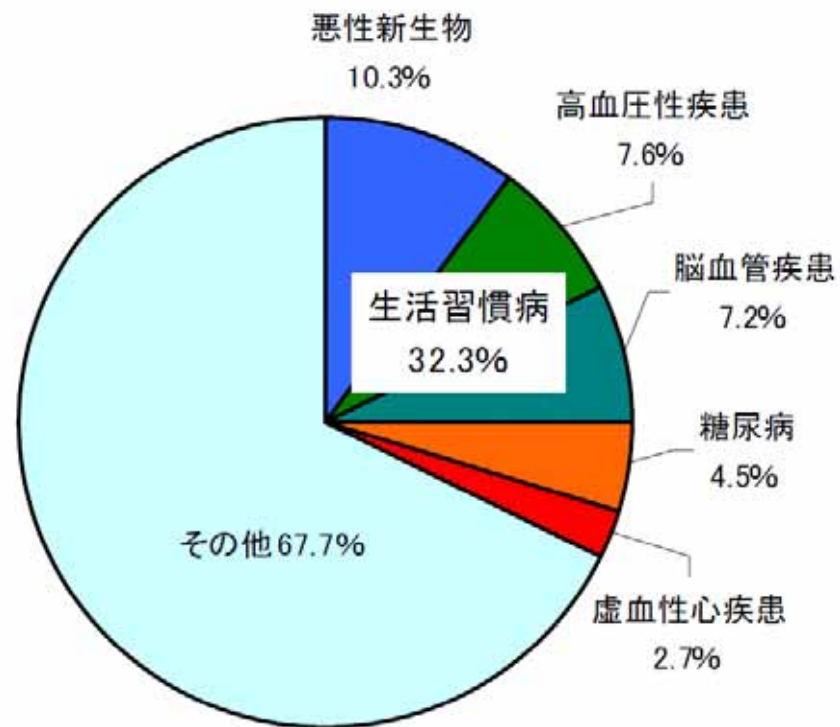
注1: 国民所得は、内閣府発表の国民経済計算(2006年5月発表)による。

注2: 老人医療費は、平成14年の制度改正により、対象年齢が70歳から段階的に引き上げられており、平成16年10月より72歳以上となっている。

背景

～ 国民医療費の構造 ～

医療費(平成17年度)



出典:「平成17年度 国民医療費」
(厚生労働省)

医療制度改革の概要

医療制度改革大綱の基本的考え方

1. 安心・信頼の医療の確保と予防の重視

- (1) 患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築
- (2) 生活習慣病対策の推進体制の構築

2. 医療費適正化の総合的な推進

- (1) 中長期対策: 医療費適正化計画(5年間)にて政策目標を掲げ、医療費を抑制
- (2) 短期対策: 公的保険給付の内容・範囲の見直し

3. 超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

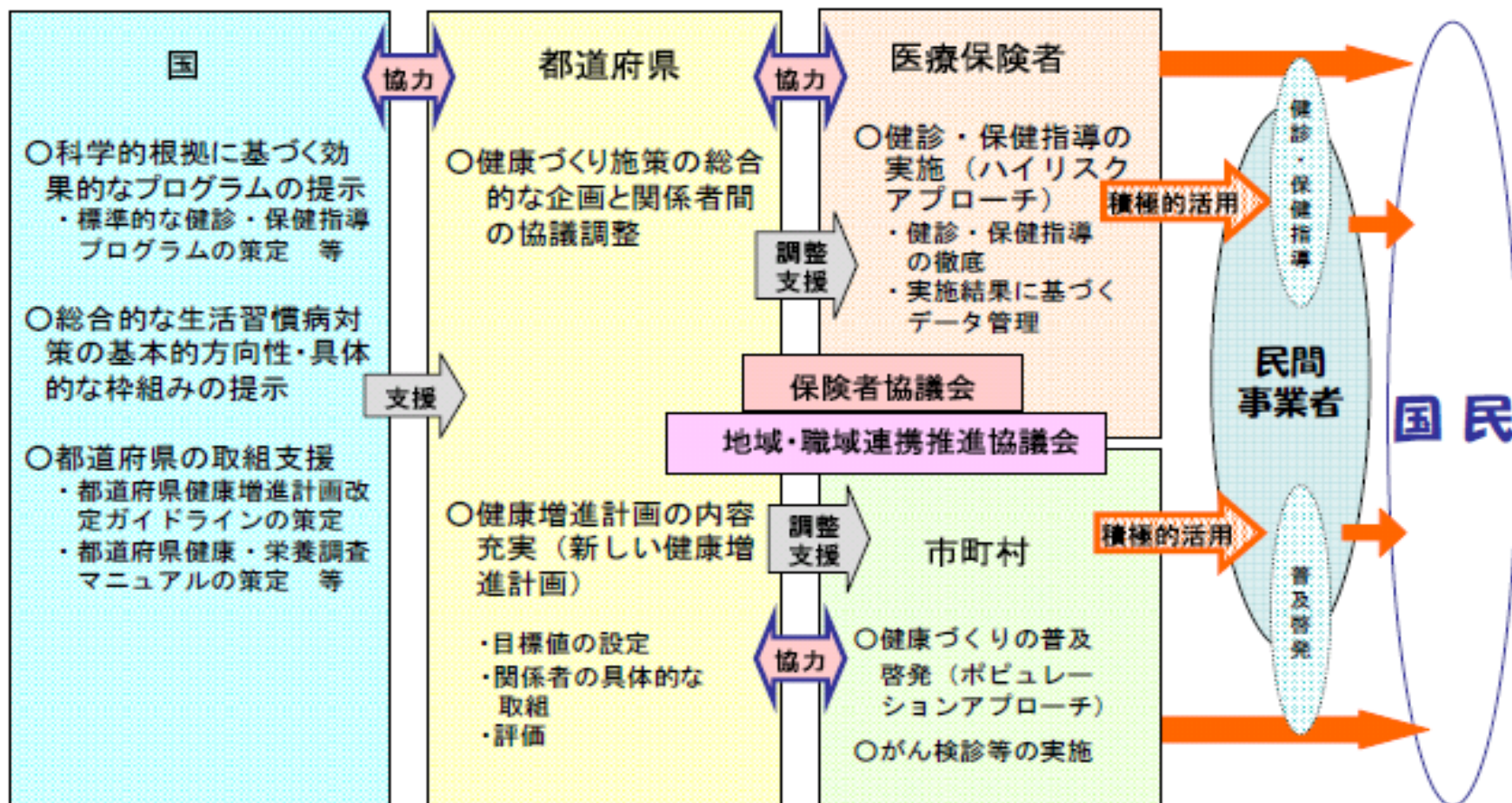
- (1) 新たな高齢者医療制度の創設
- (2) 都道府県単位の保険者の再編・統合



医療保険者による特定健診・特定保健指導の実施義務化
長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設 など

生活習慣病対策の推進体制

生活習慣病対策の推進体制の構築



健診制度の変更

(ハイリスクアプローチ)

平成19年度まで

基本健康診査

横浜市が、職場等で健診の機会がない40歳以上の市民を対象として実施

変わります

平成20年度から

特定健康診査

医療保険者が、
40歳から74歳までの被保険者、被扶養者を対象に実施

受ける場所：医療保険者が指定

費用：医療保険者ごとに設定

横浜市国保の場合

市民税課税者1200円 非課税者400円

特定健康診査の結果をもとに、対象者には特定保健指導が実施されます

健康診査

横浜市が、
75歳以上の市民、40歳以上の生活保護受給者を対象に実施

受ける場所：横浜市が委託した医療機関

費用：無料

横浜市では、他に各種がん検診（肺、胃、大腸、子宮、乳、前立腺）、C型・B型肝炎検査、歯周疾患検診等を実施しています。

対象となる方、受ける場所、費用はそれぞれの検診ごとに異なります

医療保険者が実施する生活習慣病対策

特定健診、特定保健指導（40歳から74歳まで）

（詳細はご自身が加入する医療保険者にお問合せください）

特定健康診査

1年に1回、必ず受けましょう

受診後、健診結果、結果の見方、結果にあわせた情報が届きます

特定健康診査の結果から、生活習慣改善の必要性を判定します

必要性が
低い方

必要性がやや高い方

必要性が高い方

特定保健指導

あなたの生活習慣改善を専門家が一緒に考えます

専門家の面接

6ヶ月後電話等で確認

専門家の面接

専門家による3ヶ月間以上の継続的支援
（栄養、運動の実技、実習）

6ヶ月後電話等で確認

次年度の健診まで、よい生活習慣を実践、継続し、健康を維持しましょう

医療保険者が実施する生活習慣病対策 特定健診等実施計画

(詳細は自身が加入する各保険者にお問合せください)

- ・ 健診・保健指導の実施方法や健診受診率等の目標値を定めた「特定健康診査等実施計画（5 年計画）」を策定します
- ・ 健診や保健指導の目標値の達成状況に応じて、平成 25 年度以降の後期高齢者支援金の納付額が 10% の範囲で加算、減算され、保険料にも影響が及ぶ財政負担の仕組みが導入されます

横浜市が実施する生活習慣病対策 健康横浜 21 の推進 (ポピュレーションアプローチ)



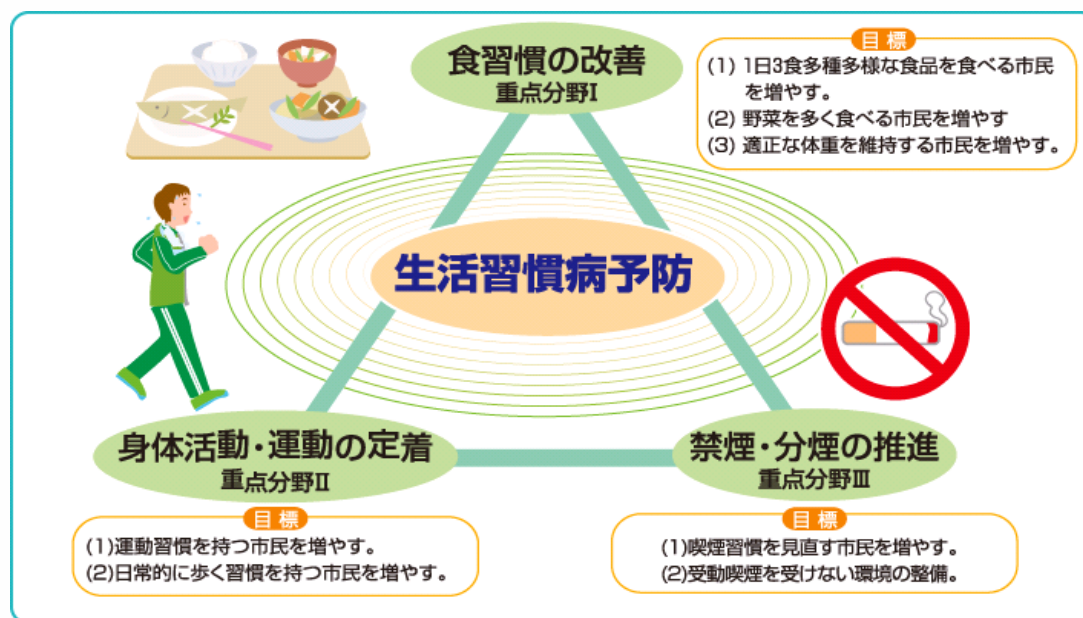
「健康横浜 21」は、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として位置づけられている市民の健康づくりの計画です。(平成13年度から平成22年度まで)

年齢、性別、国籍や病気・障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの健康になろうと思う心を育て、それぞれの価値観に基づいて健康づくりを行い、自らが健康でありたいと思える市民を増やすことを目指しています。



横浜市が実施する生活習慣病対策 健康横浜 21の推進 (ポピュレーションアプローチ)

平成18年10月に計画の見直し、修正を行い、平成22年度までに重点的に取り組むテーマを決定しました。



今後は、区の特성에応じた各福祉保健センターで健康づくりの普及啓発事業を重点的に実施します

特定保健指導対象者以外の方を対象にした個別相談等も引き続き実施します



広報よこはま特別号
医療制度改革特集
もご覧下さい

問い合わせ先

特定健診、保健指導 (40歳~74歳)

ご自身が加入する医療保険者
(国民健康保険、国民健康保険組合、共済組合、健康保険等)

健康診査 (75歳~)、がん検診等

横浜市健康福祉局保健事業課
☎ 671-2453 Fax 663-4469

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) (75歳~)

区役所保険年金課

平成20年2月に各御家庭に配付しました
(下記ホームページでもご覧いただけます)

http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/kouhou_iryouseidokaikaku/